

審 査 基 準

平成13年 8月 1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第8条第2項（第4条第2項の規定による届出の場合に限る。）
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第2項（営業内容の変更の届出） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 第12条（許可証の書換えの申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係 (電話0952-24-1111 内 3033) 営業所所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課
備 考：令和元年10月15日改訂